



香川県みどりの食料システム基本計画に基づく 「みどり認定」について

令和7年9月26日
香川県農政水産部農政課

「みどり認定」とは？

令和4年7月に施行された「**みどりの食料システム法**」に基づき、
令和5年度からスタートした制度。

環境に配慮した農林漁業に取り組む事業者を県が認定する制度です！

《みどり認定を受ける主なメリット》

国の補助金などの採択で優遇されます！

例えば…

みどり認定優先枠

農地利用効率化等支援交付金

環境に配慮した営農に必要な機械・施設に

最大

300万円



みどり認定ポイント加算対象

経営発展支援事業

県補助金の

2倍



※各補助事業への取組にあたっては、諸条件がございます。

さらに今後！

環境保全型農業直接支払交付金の見直しで
「みどり認定」取得者にメリットが…？

令和9年度から！

**Coming
Soon!**



令和9年度からの
新たな環境直接支払交付金では、
「みどり認定」が要件となります。

また、県取組として…！

みどり認定者が販売する出荷物などに使用できる
「香川県みどり認定マーク」を作成する予定です！

「みどり認定」とは？

《みどり認定を受けるための取組》

環境負荷を低減する取組の5年間の実施計画
(環境負荷低減事業活動実施計画)を作成します。

●取組例● ※いずれか1つの取組で可

第1号認定



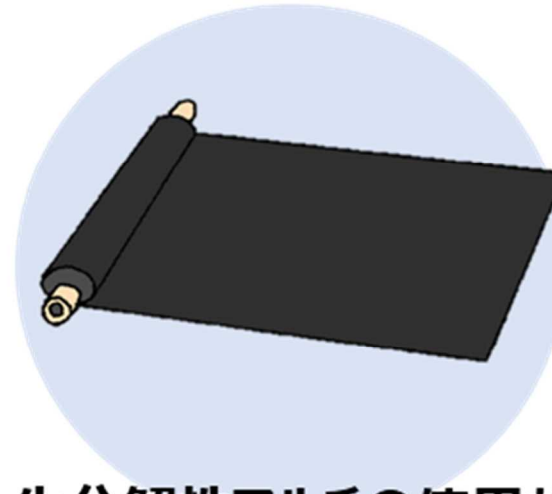
土づくり実施、
化学肥料・農薬の使用低減

第2号認定



ヒートポンプ導入など
温室効果ガスの削減

第3号認定



生分解性マルチの使用など
プラスチックの排出量抑制

※化学肥料・農薬は、一定以上の低減が必要です。その他、詳しい基準はお問い合わせください。

みどりの食料システム法※のポイント

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための
環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
(令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行)

制度の趣旨

みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保

みどりの食料システムに関する基本理念

- ・ 生産者、事業者、消費者等の連携
- ・ 技術の開発・活用
- ・ 円滑な食品流通の確保 等

関係者の役割の明確化

- ・ 国・地方公共団体の責務（施策の策定・実施）
- ・ 生産者・事業者、消費者の努力

国が講ずべき施策

- ・ 関係者の理解の増進
- ・ 技術開発・普及の促進
- ・ 環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費の促進
- ・ 環境負荷低減の取組の見える化 等

基本方針（国）

協議 ↑ ↓ 同意

基本計画（都道府県・市町村）

申請 ↑ ↓ 認定

環境負荷低減に取り組む生産者

生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画
（環境負荷低減事業活動実施計画等）

※環境負荷低減：土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減、温室効果ガスの排出量削減 等

【支援措置】

- ・ 必要な設備等への資金繰り支援（農業改良資金等の償還期間の延長（10年→12年）等）
- ・ 行政手続のワンストップ化*（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認等）
- ・ 有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進*

*モデル地区に対する支援措置

- ・ みどりの食料システム法の計画認定を受けることで、各種補助金での採択ポイントの加算などのメリット措置を受けられます。
- ・ 上記の計画制度に合わせて、必要な機械・施設等に対する投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を措置

R5.3に「香川県みどりの食料システム基本計画」を策定

【作成主体】 香川県及び県内全17市町

【計画の目標】

- ①環境にやさしい農業の取組面積：130ha（R7）
＝環境保全型農業直接支払交付金の対象面積
（有機農業、化学農薬及び化学肥料を5割以上低減）
- ②精密な土壌測定診断件数（累計）：6,500件
（R3～R7）

みどりの食料システム法に基づく生産者の認定状況※（令和7年8月末）

都道府県	認定者数（経営体数）	都道府県	認定者数（経営体数）
北海道	314	滋賀県	47
青森県	107	京都府	400
岩手県	3,906	大阪府	23
宮城県	1,759	兵庫県	113
秋田県	226	奈良県	90
山形県	108	和歌山県	670
福島県	300	鳥取県	67
茨城県	607	島根県	316
栃木県	1,243	岡山県	37
群馬県	456	広島県	32
埼玉県	110	山口県	259
千葉県	162	徳島県	284
東京都	11	香川県	64
神奈川県	138	愛媛県	1,272
山梨県	153	高知県	601
長野県	135	福岡県	14
静岡県	304	佐賀県	59
新潟県	185	長崎県	308
富山県	437	熊本県	1,781
石川県	837	大分県	61
福井県	11,096	宮崎県	114
岐阜県	56	鹿児島県	412
愛知県	224	沖縄県	323
三重県	146	合計	30,367

※みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた者。

香川県みどりの食料システム基本計画で定める環境負荷低減事業活動の内容

1号認定 (土づくり及び、化学肥料・化学農薬の使用低減)	2号認定 (温室効果ガスの排出量の削減)	3号認定 (農水大臣が定める環境負荷低減事業活動)
●土づくり ※土壌診断結果の添付が必要 (ア) 堆肥等の有機質資材の施用 (イ) 緑肥作物の利用 ●化学肥料の低減 (ア) 有機質肥料の施用 (イ) 局所施肥 (ウ) 肥効調節型肥料の施用 (エ) 継続的な土壌診断に基づく施肥体系の見直し ●化学農薬の低減 (ア) 種子処理の温湯消毒 (イ) 機械除草技術 (ウ) 天敵・微生物農薬 (エ) 抵抗性品種の栽培・台木の利用 (オ) 土壌還元消毒 (カ) 光利用技術 (キ) フェロモントラップ (ク) AIを活用した病害虫診断・発生予測技術導入	(ア) 稲わら・麦わらなどのほ場すき込み (イ) ヒートポンプなどの導入 (ウ) 保温資材等の施用 (エ) さぬきファーマーズステーションの導入・活用 (オ) 農業機械・機器等の省エネルギー化・電動化 ・高能率、低燃費型の農業機械の利用 ・LED電球、拍動自動かん水装置の利用 (カ) 漁船等の省エネルギー化 (キ) 水田での中干し期間の延長 (ク) 家畜の飼養管理技術の向上 (ケ) 家畜排せつ物の堆肥化技術の向上	(ア) 土壌を使用しない栽培で化学肥料・化学農薬の使用低減 (イ) 家畜への環境負荷低減型飼料の給与 (ウ) 養殖業における給餌管理による残餌の流出抑制 (エ) 土壌への炭素貯留に資する土壌改良資材の施用 ・バイオ炭の施用 (オ) プラスチック資材の排出又は流出の抑制 ・生分解性マルチフィルムの使用 ・中長期耐久性フィルムの使用 ・硫黄コーティング肥料などの利用 ・水稻栽培における浅水代かきや排水口のネット設置
個人での申請だけでなく、グループでの申請も可能です！ グループ認定を受ける場合は、各構成員の取組内容や目標を、別紙に<u>一覧でまとめて簡略化することができます！</u> ※構成員や取組内容が変わる場合は、都度変更の申請が必要。		

環境負荷低減事業活動実施計画作成～申請～認定の流れ

① 申請者による事前相談

【各農業改良普及センター・市町へ相談】

▼ 認定要領、様式はコチラ！ ▼



認定要領
(PDFファイル)



様式
(Wordファイル)

② 申請者による実施計画作成

③ 認定申請書・実施計画を市町へ申請

【申請先】各市町農林水産関係主務課

【申請期限】

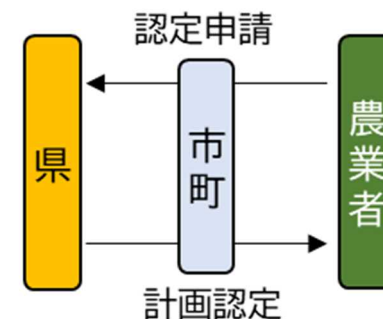
例年、上半期・下半期の年2回、認定を行っております。

期限の2ヶ月前を目安に事前にご相談ください。

令和7年度下半期 令和8年2月13日(金)まで

④ 県による実施計画の認定の審査

⑤ 県による実施計画の認定（みどり認定）



【認定後は…】

- ・計画に沿った5年間の取組の実施
- ・認定者による毎年度の実施状況報告書の提出(翌年5月末まで)

令和7年度（下半期）の認定スケジュール

- 令和8年1月23日（金）：申請予定者の事前報告（市町→県）
- 令和8年2月13日（金）：実施計画の県申請〆切（市町→県）
※ お住まいの市町を経由し、県に提出
- 令和8年3月頃：計画認定、認定証等の交付

環境負荷低減事業活動実施計画の認定式



今年度上半期の新規みどり認定者には、令和7年10月17日に県庁で開催する認定証授与式にて、池田知事から認定証を授与する予定です！